

第49回司法修習委員会

1 日時

令和8年2月17日（火）午後3時45分から午後5時まで

2 場所

司法研修所

3 出席者

（委員）相澤眞木、岩崎晃、佐藤隆之、菅原ますみ、手嶋あさみ、
濱中淳子、干川亜紀、山田英司、山本和彦（委員長）
（敬称略）

（幹事）石井芳明、石田京子、上田慎、遠藤安希歩、神渡史仁、坂
田威一郎、設楽あづさ、品田幸男、水津太郎、鈴木道夫、前
田領、吉岡大地、和田俊憲（敬称略）

4 議題

- （1）司法修習の実施状況等について
- （2）集合型の修習に関する意見交換
- （3）実務修習に関する状況等について
- （4）その他

5 議事

（1）委員及び幹事の交替

相澤委員、干川委員、品田幹事が任命された旨の報告がされた。

（2）報告

ア 司法修習の実施状況等について

（山本委員長）

まず、司法修習の実施状況等について、石井幹事から御報告を
お願いいたします。

（石井幹事）

まず１点目といたしまして、７８期司法修習についてでございます。現在行っております７８期司法修習につきましては、修習の中核となります分野別実務修習を終えまして、修習の仕上げを行う時期に入っております。

A班・B班がございますけれども、現在A班につきましては昨年の１１月末からの集合修習を終えて、現在は選択型実務修習を実施中です。B班については、先ほど、参集でお越しいただいた委員・幹事の方には修習を御覧いただきましたけれども、集合修習を実施中です。

集合修習のカリキュラムにつきましては、後ほどの議事の中で少し詳しく説明させていただこうと思っておりますけれども、即日起案とその講評、それから民事・刑事の演習が中心的なカリキュラムというふうになっております。

今後ですけれども、３月の２日から６日まで司法修習生考試、いわゆる二回試験といわれる試験が実施される予定となっております。

７８期修習生の様子については、後ほど上席教官の幹事からも少し御報告いただければと思っておりますけれども、御覧いただきました集合修習につきましては、この後の議事において、御意見などを承れればと思っております。

続きまして２点目として、来期の７９期の司法修習についてです。７９期の司法修習につきましては、修習生の人数が、司法試験の制度改革の影響により一時的に増加した時以前の水準で今後とも安定する見込みでありますので、７６期までと同様の２２クラスで実施するという事としております。

７９期の修習の日程につきましては、３月１９日から修習開始

ということになっております。

冒頭の導入修習のカリキュラムにつきましても、基本的には78期と同様のカリキュラムを踏襲したものということになっております。私からの説明は以上です。

(山本委員長)

ありがとうございました。それでは、ただいまの報告につきまして御質問・御意見があれば頂戴したいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

イ 集合型の修習に関する意見交換

(山本委員長)

それでは引き続きまして、集合型の修習に関する意見交換に移りたいと思います。まず、集合修習のカリキュラム全般について石井幹事から、続いて、民事共通演習5（和解）について、カリキュラムの補足あるいは指導の狙い等について品田幹事から、順次説明をお願いいたします。

(石井幹事)

石井のほうから集合修習の概要等について御説明をさせていただきます。

先ほど御覧いただきました集合修習につきましては、その前に行っている実務修習を補完して、体系的で汎用性のある実務の知識や技法の習得を目的として、およそ2箇月間のカリキュラムで実施をしております。

実務修習を終えた段階になっておりますので、純粋な知識付与を主たる目的とするカリキュラムは基本的には設けておりませんので、先ほど御覧いただきましたような演習科目ですとか、模擬記録に基づき一定の書面を作成させるいわゆる起案とその講評と

いうのが中心となっております。

このうちの演習科目につきましては、民事系と刑事系の両方で、模擬記録を用いて、訴訟の序盤の段階から判決までを通して演習をさせております。

本日御覧いただきました民事系の演習につきましては、民共演習といい、何回か通じて順次行っていくというようなカリキュラムになっております。

具体的には、当事者役の者を修習生の中で割り振っておりますので、その当事者役の者から事情聴取をした結果に基づいて主張書面を提出し、それに基づいて争点整理を行う。争点を整理したところで証人尋問を中心とした口頭弁論を行わせ、それから先ほど御覧いただいた和解、それから最後の判決というところまで、修習の期間中に計画的に実施するということを行っております。

また、先ほど起案と申し上げたものですが、丸1日かけて模擬記録を検討して答案を作成させるというものを、各科目2回ずつの合計10回実施しております。

今申し上げた演習科目、それから起案とその講評が中心的なカリキュラムになりますけれども、それ以外にも問題研究という発展的な事項を取り扱う講義も行っております。

具体的には、例えば刑事系の科目ですと、DNAといった科学的証拠に関する問題を取り上げる。それから、刑事事件の被害者保護に関する問題を取り上げる。それからこれもやはり刑事系ですけれども、情状、それから量刑、刑の重さに関する判断などに関する問題などを取り扱っております。

また、民事系の科目では、主張や証拠の評価ですとか争点整理の仕方といったものにつきまして、少し踏み込んだ検討を行わせ

るものを問題研究として行っております。

司法修習の概略は以上でありますけれども、本日、委員・幹事の方に御覧いただきましたのは、御説明した民事系の演習科目のうち、民共演習（和解）というものになります。この民共演習というカリキュラムは、先ほど御説明しておりますとおり、民事訴訟の実務処理上の問題点について、民事裁判、民事弁護、それぞれの立場から、複合的・多角的な指導を行うためのカリキュラムということになりまして、本日も教官が各クラス二人いたと思いますけれども、裁判官の教官と弁護士の教官の二人が共同して授業を行っているというものになります。

概略については以上になりますが、今日のカリキュラムの趣旨や指導の狙いなどにつきまして、少し品田幹事から補足をお願いできればと思います。

（品田幹事）

民事裁判教官の品田でございます。

先ほど御覧いただいた和解を含むこの民共演習の狙いですが、修習生が原告代理人役、被告代理人役、裁判官役それぞれに分かれて1つの事案記録を検討していくわけですが、修習生は、グループごとの討論を通じまして、代理人役においてはどのような主張や証拠を提出すべきかといったこと、それから裁判官役においては暫定的な心証を踏まえてどのように釈明権を行使すべきか、どのような判断をすべきかといったことについて、それぞれ模索しながら、共同して審理を作り上げていくということでもあります。

その過程におきまして、法的分析能力、事実調査能力、事実認定能力、そして紛争解決能力といった総合的な力の更なる定着、向上等を図ることを狙いとしているカリキュラムということでご

ざいます。

（山本委員長）

ありがとうございました。それではただいまの御説明、それから先ほど皆さんに御覧いただいた実際の集合修習の様子等を踏まえまして、委員・幹事の皆様から御自由に御感想、あるいは御意見等をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

（菅原委員）

どうもありがとうございました。とても新鮮な気持ちで拝見させていただきました。皆さん、とても積極的に動かれていたのが好印象でした。

2点、質問と意見がございます。1点目は、A班とB班のスタイルの違いについてで、A班とB班で実習プログラムの順番が異なりますが、その違いによる効果はないのかどうか、若干気になりました。

もう1点は、些末なことなんですけど、図書館を見学させていただいてとても素敵だと思ったのですが、開館が5時までと書いてあったかと思うのですが、4時35分まで授業があるので、もう少し長い方がよいのではないかと感じましたが、いかがでしょうか。

（山本委員長）

ありがとうございました。全体的なことですので、石井さんから説明をお願いします。

（石井幹事）

御質問ありがとうございます。

最初の質問のA班とB班ですけれども、修習が始まって最初の導入修習は、こちらで1箇月弱行い、その後8箇月ほど分野別実

務修習を、全員が行ってきております。

その上で、A班・B班が集合修習を行うということになりますので、実務の経験をしてきてから集合修習を行うというところについては同じ立て付けになっておりますので、ちょっと時期がずれるというところがございますけれども、基本的な効果については変わらないかなと思っております。

選択型実務修習は、ひと通り実務を修習した後に、自身で関心のある分野について、もう少し発展的なところを選択して修習をしているものが選択型実務修習というものでして、そこはちょっと時期が入れ替わることになってきますけれども、集合修習を、実務修習を経た後の補完的なものと位置づけるというところについては、A班・B班変わらないということになっております。

それから2点目の図書館に関する御質問ですが、御覧になった掲示は恐らく休日の利用時間に関するものであらうと思います。休日は午後5時までとなっておりますけれども、平日についてはもうちょっと遅く、午後8時までは開館をしておりますして、授業後も使えるという形にしております。

（山本委員長）

菅原委員、よろしいでしょうか。

（菅原委員）

はい。

（山本委員長）

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

（濱中委員）

ありがとうございました。初めての見学でとても楽しく、小学生の気分に戻ったような、そんな感じでした。図書館も素敵で、

もっと活用できるような空間になればいいなと思って見てました。

ちょっとこれは素人の質問で恐縮なんですけれども、今日の授業を拝見しておりまして、やはりとても大事な位置づけの授業なんだろうなと思いながら見ておりました。ところが他方で、大事だからこそ、教官が最初に欠席者がいるとおっしゃっており、それでグループ編成に関する指示を出されて、それは的確な指示だと思うんですけれども。

私たちも大学の授業で、例えば15回の授業、14回の授業、体系的に作れば作るほど途中で休まれると困るというような経験をしておりまして、例えば今日の和解の演習もとても大事だと思うんですけれども、あそこを例えばインフルエンザでずっと休んでしまうこともあり得る話だと思うんですが、その場合に何かケアだったり、課題を代わりに出すだったりとか、そういうことをなさっているのかどうかというのを、ちょっと素朴に知りたいなと思って発言いたしました。

(山本委員長)

ありがとうございます。これは石井さんから説明をお願いします。

(石井幹事)

概括的なところで申し上げますと、御指摘のとおり、体調不良でやむを得ず欠席するというような者は当然おりますので、そういった場合に何か課題を出すかどうかというところについては、クラスの教官の裁量と基本的にはなっております。補完という意味では今日のような演習科目だと必ずしもそうってはおりませんけれども、講評とかそういったことにつきましては、修習生が希望すれば、講義を録画したものを観ることができるということ

もしておりますので、そういった形での補完はしております。

委員がおっしゃったとおり、今回のものも含めて順序立ててカリキュラムを組んでいるので、本来的には、全部しっかり受講してもらいたいというところはあるかもしれませんが、やむを得ない場合はそのような形で対応しているというところでございます。

（坂田幹事）

刑事裁判の教官をしております、坂田と申します。

今の補足ですけれども、起案の講評に関してはパワーポイントを使ってやることが多いんですけれども、パワーポイントに関しては、修習生が閲覧できるところに載せて、集合修習中のいずれかの段階できちんと復習ができるようにという配慮をしている科目が多いのではないかと思います。

（濱中委員）

ありがとうございました。

（山本委員長）

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。山田委員、お願いします。

（山田委員）

山田でございます。どうもありがとうございました。私、司法研修所の中を拝見させていただくのは初めてだったので、非常に新鮮な気持ちでございました。ありがとうございます。

今日見せていただいた集合型研修なんですが、私どもも、似たようなことをやってまして、官僚の方と民間の方で政策形成プロセスを6回ぐらいロールプレイングで行うというのがあって、正におっしゃったとおり、基本対面でやるので、1回抜けられると結構困るなというのが、これは教える教官側のほうもあるという

のが一つです。

もう一つは、役割分担をするということでしょう、今回の場合、代理人役が2つ、裁判官と、あと本人という形でいうと、ロールの一部しかできないので、これが立場が変わったときどうだとか、先ほどもちょっと演習のところを見ていたんですけど、結構裁判官役の方暇だなとか、そういうちょっとばらつきが出たときに、我々、そういう意味でいうと、政策演習を4回とかに分けて役割を変えるというやり方をするケースがあつて。ただこれ、途中で役割替えると混乱することもあるので、この限られた中でこの役割設定というところをどう振り分けていくのかは結構重要なのかなと思っています。

あとは、当然このロールプレイング型の演習の目的が、知識というよりは、先ほどお話しにあったとおりに、争点の整理や、主張の分析、事実認定、紛争の解決という、いわゆるソフト的なものの力をつけるというところにあります。これは初めにその目的を繰り返し言わないと、司法修習生なのでそういった能力はある程度持っていることは前提なんですけども、結構イベントで終わってしまうケースがあつて、何を残すのかというところが、やっぱり最終的にこの講評がすごく重要になるのかなと思っています。

結構修習生がたくさんいる中で出てきたものを全部集めて、どういう和解だった、プロセスとか、どういう争点だったのかというところを、全体的な傾向でこういうことがあるというのを、正にAIの時代なので、もうちょっと時間が進んでいくと、司法の世界は結構、大規模言語モデルが役に立つので、そういう意味でいうと、こういうものを講評のところで使っていただいて司法修習生にフィードバックするということをされると、もっといい

ものができるのではないのかなというふうに思っていました。

いずれにせよ、私どもでも似たようなことをやっていて、予定調和的に我々はいつもなってしまう。何を教えているかという
と、政策の形成プロセスを実施していきまして、そういう意味で、
正に我々の受講生もみんなある程度の水準の中で、どういうふう
にこういう抽象的なソフトの能力をつけるのかというのをちょっと
落とし込むというところは、非常に参考になったというふうな
ところでございます。どうもありがとうございました。

（山本委員長）

貴重な御意見をありがとうございます。今日のカリキュラムで、
それぞれの立場というのは、基本的には最初から最後まで固定さ
れているんですかね。

（品田幹事）

最初から最後まで、原告代理人は原告代理人、被告代理人は被
告代理人、裁判官は裁判官ということでございます。

（山本委員長）

それは何か希望を採っているのでしょうか。

（品田幹事）

民共演習を始めるに当たって、その役割をクラス内で募集をす
る形で希望を聞いています。

（山本委員長）

将来のことも考えながら、ということでしょうか。

（品田幹事）

そうですね。集合修習の段階では、自らの進路が決まっている
修習生が多いわけですが、ただ、あえて自分が就かない職業を選
ぶ、例えば裁判官になる人だったら代理人役をやってみようとか、

法曹ではなく、事情聴取を受ける側、あるいは尋問を受ける側の気持ちになるというのも大事だろうということで、本人役や証人役をやってみようという人も多いのではないかと思います。

（山本委員長）

ありがとうございました。

（石井幹事）

今の御発言に関連して申し上げますと、本人役をした修習生には、話を聞かれる側の気持ちが分かった、整理してないで聞かれると混乱するということが分かりましたというような感想を持つ者もおります。

先ほど、講評についてのお話がありましたら、実際の講評というのはどんな話をしているのか、もし御紹介できるようなところがあればお願いできますでしょうか。

（上田幹事）

民弁教官の上田でございます。

講評では、本日見ていただいた和解でも、そのほかの段階の手続でもそうですけれども、行った手続について、実演した修習生に対し、その日の手続の経過を問いかけて、それに答えてもらい、その経過の中で、この場面では誰がどう考えたのか、すなわち、こういう場面で原告代理人からこういう話があったけれども裁判官はこう考えたので、こう対応しましたとか、被告代理人はこう考えたのでこうしました、というようなことを聞いていき、それについて教官がコメントをする形でやることが多いと思います。

それをするすることで、役割は固定されているんですけれども、違う立場であつたらどう考えたんだというのを、役割の違う他の修習生にも考えてもらい、他の修習生の学びにもなるようにという

ことは気を付けながらやっております。

（山本委員長）

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。佐藤委員、お願いします。

（佐藤委員）

委員の佐藤でございます。本日は貴重な機会をいただきまして、どうもありがとうございました。見学させていただいたクラスに私のゼミの卒業生がおりまして、頼もしくなった姿を見ることができました。

さて、少々細かい話になりますが、民事共通演習の授業の中で、教官の方が教室を回っていらっしゃいました。その際、修習生に任せて見ているだけなのか、助言を与えたり軌道修正のため介入されたりすることもあるのか、伺いたいと思います。

（山本委員長）

上田幹事、いかがでしょうか。

（上田幹事）

修習生の実演を見て回っているときに助言をするかどうかですけれども、基本的にはしない、間違っているとしてもできる限りそのままやらせる、ただ、気付いたことがあれば後の講評で指摘できるようにメモしておくという形でやっております。ただ、助言しないと修習の効果に悪影響がありそうな場合や、実演している修習生に全然やる気がないといった場合等には指導をするということだと思っております。

（山本委員長）

よろしいですか。ありがとうございました。他にいかがでしょうか。石田幹事、お願いします。

（石田幹事）

石田でございます。大変貴重な機会をいただきまして、ありがとうございました。大変興味深く拝見しました。

一点伺いたいのは、こういった和解の実務というのは、もちろん実際の実務修習の場にもよるのだと思いますが、実務修習の場でも見る機会もあるのだと思います。そういった場合と、こういう場所でやるものの教育の狙いの違いみたいなのは、何か意識はされていらっしゃるのでしょうか。

（山本委員長）

品田幹事、いかがでしょうか。

（品田幹事）

御質問ありがとうございます。

先ほど説明がありましたとおり、集合修習は修習の総仕上げ的なものです。修習生は既に実務修習を経ておりまして、例えば民事裁判修習においては裁判官の横に座って同じ記録を見て、和解案について検討し、裁判官とも意見交換をしながら当該事案について検討することを通じて力をつけて来ていると。弁護修習においては、指導担当の弁護士に付いて回って和解の席などにも同席し、それを横で見ながら代理人の立場で検討し、力をつけてきているということだと思います。

でも、やっぱり、脇で見ているのと実際に自分でやってみるのとでは全然違うんですね。修習生もそう言います。和解の場合、裁判官の立場でいえば、どのように当事者を説得するのか。どのような方式を採るのか、つまり双方が同席した場で進めるのか、交互面接にするのか、交互面接の場合どちらから先に話を聞かのか、あるいはどういう言い方をするのか、そういったことも全て

自分で考えてやるということになります。代理人の立場では、依頼者である本人のことも考えながら、どのような方針でどのような行動をとるのがよいのかということ自分で考えてやるということになります。ですので、こういった演習というものは、実務修習を経ている、あるいは経ているからこそ、総仕上げとして効果があるものではないかなというふうに考えているところでございます。

（石田幹事）

ありがとうございました。

（山本委員長）

よろしいですか。ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

（菅原委員）

仕上げの司法修習ということで、この段階で結構自信をなくしたりとか、いろいろ悩みが深くなっている人もいるかなと思うんですけれど、そういう方々に対するケアの態勢はどうなっているのでしょうか。

（山本委員長）

ありがとうございます。では、石井幹事、お願いします。

（石井幹事）

御指摘のとおり、こういう演習もそうですし、起案や答案作成もそうですけれども、集合修習でクラスの中に入ると周りとの差異みたいなものがやっぱりどうしても見えるので、自信をなくしている人もいるのだらうというふうに見ております。

そこについては、各クラスの教官において、課題がある者については少し声をかけたりしていただいたりして、フォローしてい

るところがいずれの科目でもあるかなというふうに思っていて、一般的にはそういうことだと申し上げられるかと思いますが、いかがでしょうか。

（品田幹事）

私は、A班のクラスを担当していたのですが、自分のクラスでは、成績が振るわなかった人もすすくとやっておりましたので、落ち込んで自信をなくしてしまうといった局面には当たりませんでした。

もちろん、成績が振るわなかった人については、教官においてそれなりに、アラームというのですかね、成績がちょっとよくなかったよといったことを本人に知らせて、その学習の方法だとかいろいろなことについていつでも相談に乗るよと伝えておきまして、チャットなどを使って言ってきていいよということで、門戸を開いている状態であります。

（坂田幹事）

基本的には同様ですけれども、今、要はクラス全体に対して発信できるT e a m s上のチャンネルとかがありまして、そういったところに、起案の講評が終わった後にもし面談を希望する人がいたら面談をしますよ、というようなことを伝えておくと、個別の面談を申し込んでくる人もいます。

集合修習中であればそういったことができますし、一応オンラインで面談をすることも可能ということになっていますので、A班の修習生であれば、現在B班が集合修習のタイミングで、選択型実務修習中なんですけれども、といった方々でも申し込んでくれば個別に面談をして話をしています。

成績が悪くて落ち込んでいるという人ももちろんいますし、成

績はそんなに悪くないけど心配だということではいろいろ自信をなくしている人というのはいることはいますので、客観的なものと自己の評価といったものが必ずしも連動はしていないんですけれども、いずれにせよ何か支えになったり、面談をすることができたりとかする機会はかなり設けられていますし、実際に行っている教官が多いのではないかというふうに思います。以上です。

（山本委員長）

よろしいでしょうか。では、濱中委員、お願いします。

（濱中委員）

すいません、もう一つ教えていただきたいことでもよろしいですかね。

今回の和解の事案ですけれども、これは私、素人なので全然分からないんですけれども、難しい事案なのか、それとも標準的なものを狙っているのかどうか、そのレベル感をちょっと教えていただければと思います。

（山本委員長）

上田幹事、お願いします。

（上田幹事）

民法の範囲内でできるものですので、難しい記録ではないと理解しております。

（品田幹事）

難易度の点については今、上田幹事から話があったとおりで、普通というか標準的なものというふうに理解しているところでございます。

（濱中委員）

ありがとうございました。正解を知りたがるっていうことはな

いんですか。なんか、どっちがよかったんですかとかっていう質問とか、最近の若者だとありそうだなと思ひまして。

（上田幹事）

模擬裁判における最初から最後までの訴訟活動の結果でこうなつたということはあるんですが、この記録の筋としてどっちが勝つのが正しいということはなく、そのような意味で正解はないという言い方をしているということだと御理解いただければと思ひます。

（坂田幹事）

要するに演習というものの全般という意味で補足しますと、そもそも事案によりますけれども、その主張をどう組み立てていくかということは片方当事者がやり、それに対して片方当事者は別の角度からやっていくわけで、要するに訴訟というのは非常にダイナミックな手続ですので、こういう主張が出たことに対して、こういう主張も出ればまた別の主張も出る可能性もあつて、その主張の出方によって、まずその主張の整理自体も変わってきますし、その後の証人尋問がどういう形で行われ、さらにその後の、民事でいうと本人尋問とかが、どういう形で行われていくかということによつてもまた全く違っていくわけで、それぞれの行われた手続に依じて、そのときにどうだったかという心証が形成されていくので、その意味でいうと、要するに正解と呼ぶようなものというのは、基本的には動的な手続である以上ないというふうに考えてもそんなにおかしくないのかな、なんて思ひながら演習はやつております。以上です。

（山本委員長）

ありがとうございます。どうぞ、山田委員、お願いします。

(山田委員)

正に社会科学系のものなので、答えがないので、どういうふう
にプロセスを作っていく、それで要は抽象と具体の間をどう行
ったり来たりして解決に持っていくのかという話だと、やっぱり
先ほどの話の分析能力、調査能力、事実認定能力、解決能力とい
うのを身に付けるというところなんですけど、我々が、教えてい
るとですね、どちらかというと答えの質問も多いんですけど、答
え合わせというよりかは、どうやったら分析能力が身に付くんで
すかとか、どうやったら調査能力が上がるんですかとか、いわゆ
るソフトスキルのクライテリアというのをどういうふうにするの
かという。実は我々、もう一つ別のプロジェクトがあって、いわ
ゆる霞ヶ関の方のいわゆるキャリア官僚の方のスキルを整理しよ
うといって、ハードスキルとソフトスキルで、そこもいわゆるソ
フトスキルのクライテリアをやっぱりどうやって見定めて、それ
を引き上げると、より実務家としてプラスになるというところで
いうと、多分これ、点をつける評価というよりも、どういうふう
にしたらこの能力が上がるんだねという、そういう何か講評とか
指導というのはどういう形でやられているのか。

これ、ただ1500人いるので一個一個やれるとは思わないん
ですけども、何かそういうことに応えられるような仕組みという
のはどういうふうにすると実現できそうですかねという、ちょっ
と難しい内容だと思いますけれども。

(山本委員長)

かなり本質的なところですね。いかがですかね。

(濱中委員)

ちょっと先に申し上げた、先ほど難易度の話を聞いたのは、や

っぱりこう、やはり誰がどう見てもこの結果になるよねっていうような、そういう事案もあると思うんですけれども、そういうレベルから1回体験をさせるという演習と、いやこれは分かれるよねっていうような事案で体験して、そうすると例えば分析力だったりとか、そういうところにつながっていくというようなこともあると思います。なので、この修習が一体何を、どのレベルを狙っているのかということと、ちょっと多分関連しているんだろうなと思いながら伺っていました。

(品田幹事)

まず、この事案自体については、原告と被告それぞれの本人役が、どういった出来事があったのかというそれぞれのストーリーを手渡されるわけですね。そして、代理人役がそれぞれ事情聴取をしてどれだけの事実を引き出すかというところから、勝負が始まっているわけでありまして。ですから、そこでうまく事実を引き出さなければいい書面が書けませんし、主張もできない、尋問もできないということで、そうすると負けにつながっていくわけですね。事実を十分に引き出して、それをうまく構成して、尋問でもしっかり答えさせればならないと、こういう形になっているわけですので、まず、どっちが勝つか分からないということになっています。

それから、仮に、双方の代理人が、事情聴取や尋問で事実を全て引き出したとしても、本当にどっちが勝つかというのは分かれ得る事案ということになっておりまして、そういうこともありまして、何回も使っているわけでございます。

それで、あとは講評などで実際にどうやったら力をつけられるのかということについてですけれども、私自身も何かまとまった

答えを持ち合わせているわけではありませんが、演習科目である以上、ある訴訟活動を行った修習生がいて、それを受けて別の訴訟活動を行った修習生がいるという積み重ねがあるわけですが、講評では、そういった積み重ねのそれぞれの場面を取り上げて振り返ります。例えば、ある事実が書面に記載されていなかったけれど、実は本人役、証人役はこういう事実を持っていて、代理人役から聞かれなかったので結局話さなかったんです、というのもあるかもしれないわけですね。

そういった、こういう事実が出ていればどうだったね、あるいはその事実をこういうふうに構成したらどうだったねということ振り返ることによって、体験として、その演習の成果というか効果をそれぞれが受けるといいますか、得ることになるのだというふうに考えてやっているというところでございます。お答えになっていないように思いますが、私からは以上です。

（山本委員長）

ありがとうございます。何か本質的な、人の能力をいかに引き出していくか、ということではないかと思えますけれども。ほかはいかがでしょうか。菅原委員、お願いします。

（菅原委員）

修習ということではないんですけど、そうした内容の演習は大学時代にもされていらっしゃるのではないかと思います。法科大学院ではいかがでしょうか。

（山本委員長）

是非伺いたいと思います。

（和田幹事）

和田でございます。私は研究者教員なので、研究者教員が担当

している法科大学院の演習科目ではなかなかそういうのではないかもしれませんが、実務科目で、同じく模擬裁判の科目は民事も刑事も設定されております。そこで、かなり本格的にやっているのだと思います。

ただ、その実態を私は、見学したことはありますが、全時間見たことはないので、それがどれほどの効果をもたらしているのかの実感は個人的には持っておりませんが、やはりなかなか見える形で測れるものではないと思いますので、少なくともいろいろな教育機関でそういう科目が設定されて、これまで長い歴史をかけて一応意味がありそうだとすることで固定化されているのだと思いますから、そういう授業を何度も繰り返し体験していく中で、皆さんそれぞれ力をつけているということかと思います。それをよりよくする方法はあるのかもしれませんが、さしあたり安定的に機能しているのだというふうに認識しているところです。

（山本委員長）

ありがとうございます。難しい御質問だったと思いますが、よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。それではこの内容については、この程度にさせていただきたいと思います。

ウ 実務修習に関する状況等について

それでは引き続きまして、「実務修習に関する状況等について」に移りたいと思います。この点につきましても、石井幹事からまず御説明をお願いいたします。

（石井幹事）

そうしましたら、石井のほうから説明させていただきます。

こちらにつきましては、本年度の司法修習生指導担当協議会の

結果についての御報告をさせていただきます。毎年ですけれども、全国の実務修習の指導担当者と司法研修所の教官との間で、修習の実施方法等について協議をします司法修習生指導担当協議会、いわゆる指担協というふうに申しておりますけれども、これを実施しておりますして、今年度については昨年の9月に開催いたしました。

協議事項につきましては、前回の委員会でも説明させていただいたものになっております。

少し御説明しますと、協議事項の1につきましては、近年、基本的な法的知識の定着に課題を有する修習生が一定数いるといった指摘ですとか、法曹の活動領域の一層の拡大といった修習生を取り巻く環境の変化に伴いまして、修習生の修習に取り組む意識にも変化が生じてきているといった指摘があるということを承知しておりますところ、そういった状況を踏まえて、修習生に見られる課題の状況ですとか、意識の変化といったことに関しまして、従前から変化が見られるかについて意見交換をしていただいた上で、修習において期待される指導内容ですとか工夫例、あるいは研修所と実務修習地、各地の実務修習地との連携、いわゆる役割分担の在り方などについて協議をいただいたものになっております。

続いて協議事項の2につきましては、近年の法曹養成制度改革、いわゆる3+2制度、法曹コースを取ったものですとか、いわゆるギャップタームの解消により、修習時期が変更されましたけれども、そういったことに伴いまして、修習指導にも課題が生じているという指摘があるところでございます。

今期の78期につきましては、現行の制度になりましてからま

だ2期目というところでもありますので、そういった課題ですとか修習の工夫例ですね、それから今後、裁判実務自体がデジタル化が進んでいくということが予定されておりますので、それに対応するための修習の在り方などについて、実務庁の指導担当者との間で共有を図ることを目的として協議を行っていただいたということになっております。

裁判、検察、弁護、それぞれ分科会に分かれて協議をしていただいております。

本日はちょっと時間の関係もございますので、個々の分科会の協議結果の説明については割愛をさせていただこうと思いますが、少し紹介させていただきますと、例えばですけれども、現在の修習生に対して、実務家として必要な能力を習得させるためには、まずは自分が不足しているところ、能力として自分が足りないというところを自覚させた上で、その能力をつける、涵養させるために何を実践する必要があるか。その理由が、そのやらなきゃいけない理由が何なのかというのを具体的に認識させて、自分で学ぶ動機づけを行うことが大切である、そういった指摘でありますとか。

もう一つぐらい紹介しますと、修習生の意識の変化、個々の課題というところにつきましては、修習生の関心の分野の広がりですとか、関心のある分野に対する積極性といったよい変化が見られるといったことの指摘がある反面として、その進路の多様化といいますか、先ほど申し上げた法曹の役割の拡大みたいなところもございますので、そういったことに伴って、刑事裁判への関心の低下ですとか、あるいは判例や文献の調査、そういったことに対する意欲の低下等の影響が見られるといった指摘があるところ

でありまして、こういったところにつきましては、来期以降の修習を実施する上で考慮してもらいたいというふうに考えている次第であります。

指担協の結果報告ということで御説明させていただきました。

また、78期におきましても選択型実務修習というのを行っておりますので、こちらについては79期についても同様に実施をするということで予定をしております。私からの説明は以上です。

(山本委員長)

ありがとうございます。それでは、御質問・御意見等をお伺いしたいと思いますが、その前に、教官室から見た司法修習生の様子などについて補足的な御説明があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(坂田幹事)

刑事裁判教官室の坂田でございます。刑事裁判、刑事共通カリキュラムとしては、78期においても起案ですとか問題研究ですとか演習、そういったものをしてはいますけれども、個別的には石井幹事がおっしゃっていたような、刑事裁判への関心の低下というようなことが見られるような指摘があったわけですが、総体としては基本的に真面目に修習に取り組んでいるというふうに認識しておりまして、本日行われました民事共通演習に、類似のカリキュラムとして刑事でも刑事共通演習というカリキュラムをやっておりますけれども、それも基本的に熱心に取り組んでおりましたので、そういう状況にあるかなというふうに思います。

3＋2制度が導入されて2期目となったということに伴いまして、能力面についてということだと思っておりますけれども、これについても今のところ有意な変化というものは見られていないのでは

ないかというふうに思っております。若干、刑事手続法ですとか実体法ですとかに関する基本的な理解が不十分で、それを習得していくのにやや苦勞する修習生が見受けられるのではないかという意見はないではないんですけれども、実務修習がありますので、多くは実務修習を経て成長して底上げが図られておりますので、法曹として基本的な能力の習得に問題が生じているものではないと、今のところこんな認識をしております。現状としては以上です。

（山本委員長）

ありがとうございました。それでは、ただいま御説明のあった状況等について、御質問あるいは御意見を御自由にお出しをいただければと思います。

大丈夫でしょうか。若干やっぱり変化はあるけれども、総体として見れば変化は見られないというところかと思います。よろしいですか、大丈夫でしょうか。ありがとうございました。

（坂田幹事）

まだ2期目ですので、もう少し注視してまいりたいというふうに思っております。

（山本委員長）

よろしくお願いいたします。

エ その他

（山本委員長）

それではよろしければ次に、「その他」ということですが、これにつきましては、前回の委員会で御意見を頂戴しました修習アンケートの改定版の実施状況につきまして石井幹事からの御報告をいただければと思います。

(石井幹事)

石井のほうから御説明させていただきます。

前回までの委員会で御意見を伺っておりますけれども、修習生に対して行っていたアンケート、これまでは導入修習を対象としたもののみを行っておったんですけれども、集合修習の効果の検証という観点からも、これを対象とするという方向性について基本的に御異論ございませんでしたので、2回目のアンケートですね、こちらを集合修習に関する設問とするということで改訂を行いまして、A班につきましては集合修習が1月の下旬までに終了しておりますので、A班につきましては改定後のアンケートを実施しております。

アンケートの内容につきましては、導入修習の状況についてということと、それから集合修習についてというところで設問を作っております。集合修習に来るに当たって、来る前の段階で基本的な知識をどう身につけられてきたか、それからあるいは集合修習が実務修習の補完として機能していたかといったところを、あるいは自学自修についてどういったことを行ったか、そういったことを中心に設問を作ったということでございます。

また、委員会で御指摘をいただきました選択型実務修習に関しても設問を作っております。先ほど御説明したとおり、A班についてアンケートを実施したところですが、結果については現在取りまとめ中ですので、次回の委員会において結果をお示しさせていただこうと思っております。

暫定的なところで少し申し上げますと、集合修習についてというところの設問に関して、集合修習の開始時点で必要とされる基本的な知識・技法は身につけられていたかという質問につきまし

ては、身につけられていた、あるいは、ある程度身につけられていたといった回答が、多くのカリキュラムにおいて70%台後半となっておりました。

集合修習で実務修習をどの程度補完することができたかといった設問につきましては、補うことができた、あるいは、ある程度補うことができたという回答の合計が、いずれのカリキュラムにつきましても90%前後と、これは高い割合になっておりましたので、そういう意味で集合修習の効果というのはそれなりにできているかなと思っている次第です。

それから自学自修で何をしたかといった設問につきましては、いずれのカリキュラムでも、司法研修所の教材の学習、これは当然といえば当然だと思えるんですけども、司法研修所の教材の学習というのが一番多かったわけですけども、その次には、法律基本書の学習という回答と、集合修習の復習というか、観点によって少し違っているものがあったり、そんなような結果になっております。

選択型修習につきましては、全国プログラムを修習予定というふうに回答した者に対して修習先を聞いております。多い順に並べますと、立法・行政機関、法制局、法務省、それから国税不服審判所等、立法・行政機関が一番多くて、次は裁判所、その次は法テラスあるいは公設事務所となっております。

選択した理由につきましては、自分の進路に役立つと思ったからと、それから、自分の進路とは関係ないけれども関心があったからといういずれかに回答したっていうものが多くを占めているといった状況でございました。

この全国プログラムの修習を行わない者について、その理由に

についても尋ねておりますけれども、これにつきましては、応募したいプログラムがなかったから、それから、応募したけれども当選しなかったというのが、多い回答になっております。

いずれも暫定的な集計でございますので、正確な集計をしたものにつきましては、先ほど申し上げたように、次回の委員会で報告させていただこうと思っております。私からは以上です。

（山本委員長）

ありがとうございました。今、御報告いただきましたとおり、この改定アンケートの結果については次回委員会で御報告をいただけるということではありますが、もし今の時点で何か御質問あるいは御意見等があればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次回、正式なアンケート結果についてまた御報告をいただければと思います。

それではそろそろ終了時刻となってきましたけれども、本日、熱心な御議論をいただきました。引き続き、この議論に基づいて、司法修習の更なる質の向上に努めていただければと思います。

それではこれをもちまして、第49回司法修習委員会は終了とさせていただきます。

〔了〕